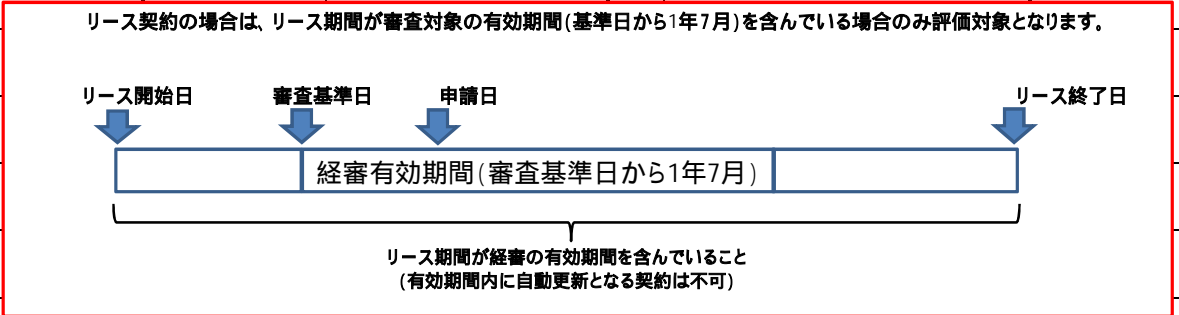


建設機械保有状況内訳書

許可番号 大臣・知事 第 999999 号
 商号又は名称 (株)めじろん建設

通番	建設機械の種類	メーカー名	製造番号・車体番号	所有又はリース	取得日又はリース期間	特定自主検査等実施年月日
1	ショベル系掘削機	****	30S1234567	所 リ	H15.12.1 ~	R4.7.31
2	締固め用機械	\$\$\$\$	1234567RX7	所 リ	R4.1.15 ~ R8.1.14	
3	ダンプフルトレラ		大分あ0000	所 リ	H25.5.30 ~	R4.5.29
4				所	~	



評価対象となる建設機械(R5.1.1 ~ 追加、対象拡大)

ショベル系掘削機:ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はバイルドライバーのアタッチメントを有するもの
 ブルドーザー:自重が3トン以上のもの
 トラクターショベル:バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
 モーターグレーダー:自重が5トン以上のもの

締固め用機械
解体用機械
高所作業車(作業床の高さ2m以上のもの)

確認資料(~ 共通) 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び特定自主検査記録表(審査基準日から直前1年以内に特定自主検査を実施しているもの)の写しを添付すること。

ダンプ:土砂の運搬が可能なすべてのダンプ(車検証の「車体の形状」欄に「ダンプ」「ダンプフルトレラ」「ダンプセミトレラ」いずれかの記載があるもの)
 確認資料 売買契約書又はディーラーからの販売証明書、リース契約書の写し及び自動車検査証(「登録年月日/交付年月日」欄に記載の年月日と当該自動車検査証の有効期間の満了日との間に審査基準日が含まれているもの)の写しを添付すること。

移動式クレーン:つり上げ荷重3トン以上のもの
 確認資料 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書、リース契約書の写し及び移動式クレーン検査証(移動式クレーン検査証に記載されている有効期間内に審査基準日が含まれているもの)の写しを添付すること。

(記入要領)
 1 「建設機械の
ダンプ(「ダンプ
 2 自己所有の場合